

八幡浜地区施設事務組合個人情報の保護に関する法律施行細則

〔 令和 5 年 3 月 2 4 日 〕
〔 規 則 第 1 2 号 〕

改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号。以下「令」という。）及び八幡浜地区施設事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 1 号。以下「条例」という。）を施行するために必要な事項を定めるものとする。

(費用負担の額)

第 2 条 条例第 3 条第 2 項に規定する保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付及び送付に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

(写しの交付に要する費用の納付の方法)

第 3 条 条例第 3 条第 2 項の規則で定める方法は、実施機関が交付する納入通知書により納付する方法とする。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第 4 条 令第 2 8 条第 4 項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 郵便切手により納付する方法
- (2) 実施機関が交付する納入通知書により納付する方法

(審議会の会長)

第 5 条 条例第 4 条に規定する八幡浜地区施設事務組合個人情報保護審議会（以下「審議会」という）に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の委嘱後、任期期間中最初の会議は、組合長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、非公開とする。

(審議会に対する書類の提出)

第7条 審議会は、条例第5条第7項に規定する調査審議のため、同項に規定する者に対して、期限を定めて必要な書類の提出を求めることができる。

(審議会における意見等の陳述)

第8条 審議会は、条例第5条第7項に規定する者から申出があったときは、当該者に対して、審査請求に係る意見を述べ、又は説明を行う機会を与えることができる。

(審議会の庶務)

第9条 審議会の庶務は、施設事務組合事務局において処理する。

(審議会の運営に関する委任)

第10条 第5条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(八幡浜地区施設事務組合個人情報保護条例施行規則及び八幡浜地区施設事務組合個人情報保護審議会規則の廃止)

第2条 八幡浜地区施設事務組合個人情報保護条例施行規則(平成19年規則第1号)及び八幡浜地区施設事務組合個人情報保護審議会規則(平成19年規則第2号)は、廃止する。

別表（第2条関係）

区分		金額
写しの交付	文書又は図画を複写機により用紙に複写したもの（カラーで複写したものを除く。）の交付	用紙1枚につき10円
	文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき100円
	電磁的記録を用紙に出力したもの（カラーで出力したものを除く。）	用紙1枚につき10円
	電磁的記録を用紙にカラーで出力したもの	用紙1枚につき100円
写しの送付		写しの送付に要する実費

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 用紙 日本産業規格A列4番、A列3番又はB列4番の大きさのものをいう。
 - (2) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。
- 2 写しの作成において、1枚の用紙に両面複写をした場合の費用については、2枚として額を算定する（ただし、カラーについては、両面複写を行わない。）。
- 3 図面等の写しの作成を実施機関以外の者に委託した場合の費用については、この表の規定にかかわらず、当該委託した額とする。